

教育子ども委員会 説 明 資 料

令和2年3月12日

子ども青少年局

目 次

頁

1	留守家庭児童育成会の指導室の状況	1
2	政令指定都市の放課後児童クラブの実施状況等	2
3	児童相談所の体制整備に関する内部検討事項	4
4	公立保育所の社会福祉法人への移管の状況	5
5	保育所等利用申込における希望園数別の利用保留児童数	6

1 留守家庭児童育成会の指導室の状況

(単位：か所)

区 分	児童1人当たり 1.65㎡以上	児童1人当たり 1.65㎡未満	計
専 用 室	88	38	126
民 家 等	27	18	45
計	115	56	171

注：平成31年4月1日現在

2 政令指定都市の放課後児童クラブの実施状況等

(1) 運営方法別の実施状況

区 分	公設公営	公設民営	民設民営
札 幌		○	○
仙 台		○	○
さ い た ま		○	○
千 葉		○	○
横 浜		○	○
川 崎		○	
相 模 原	○		○
新 潟		○	○
静 岡		○	○
浜 松		○	○
名 古 屋		○	○
京 都		○	○
大 阪		○	○
堺		○	
神 戸		○	○
岡 山		○	○
広 島	○		○
北 九 州		○	
福 岡	○		
熊 本	○	○	○

注：令和元年5月1日現在

(2) 運営方法別の主な特徴

区 分	主 な 特 徴
公 設 公 営	・ 公共施設において運営されている。 ・ 施設間で、開所時間や利用者負担等の制度が同一である。
公 設 民 営	・ 公共施設等において運営されている。 ・ 開所時間や利用者負担等の制度を同一にすることもできるが、委託仕様等の範囲内で、運営主体の裁量も認められている。
民 設 民 営	・ 様々な施設において運営されている。 ・ 運営主体が柔軟に開所時間や利用者負担等を設定している。

3 児童相談所の体制整備に関する内部検討事項

区 分	内 容
現行体制に関する検証	・相談支援に係る組織体制の現状 ・一時保護所の状況 ・迅速な安全確認に向けた課題 ・人材育成に関する取り組み
今後の見込み	・中長期的な相談対応件数や一時保護が必要な児童数の見込み
国・他都市の動向調査	・国が進めている児童相談所の設置の基準等に関する検討状況 ・他都市の児童相談所体制や今後の整備予定
課題や今後の見込み等を踏まえた体制整備の方向性	・組織、人員体制及び人材確保のあり方 ・一時保護所のあり方 ・児童相談所の設置体制のあり方

4 公立保育所の社会福祉法人への移管の状況

(1) 引継ぎ共同保育を行う公立保育所

移管年度	所在区	保育所名	引継ぎを行う 社会福祉法人	法人が市内で運営する 認可保育所の認可年月日
令和 3 年	北	鳩岡	やすらぎの郷	平成25年3月31日
	守山	大永寺	(仮)社会福祉法人 生き生きネット ワークてとろ 設立準備会	平成26年3月31日
	緑	松が根	明星会	昭和31年3月31日
	名東	藤が丘	陽だまりの家	昭和27年4月 1日

注：認可年月日については、法人が市内で複数の保育所を運営している場合、最も古くから運営している保育所の認可年月日を、また、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行をしている場合、移行前の保育所の認可年月日を記載

(2) 移管先法人を選定する公立保育所

移管年度	所在区	保育所名
令和 4 年	千種	汁谷
	中村	新富町
	名東	高針北

5 保育所等利用申込における希望園数別の利用保留児童数

(単位：人)

区 分	利用保留児童数	うち保護者が育児休業を延長した児童数
1 か 園	4 6 4	2 1 7
2 か 園	1 6 2	4 9
3 か 園	1 0 7	3 4
4 か 園	6 2	1 0
5 か 園	3 9	7
6 か 園	9 5	1 4
計	9 2 9	3 3 1

注：平成31年4月1日現在